

特定非営利活動法人生涯スポーツ振興会
アプルス事業所

山形市介護予防・日常生活支援総合事業における
通所型サービスA 重要事項説明書

当事業所は、山形市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスAの提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等をお知らせいたします。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	特定非営利活動法人生涯スポーツ振興会
主たる事務所の所在地	〒990-2442 山形市南二番町8-3
代表者（職名・氏名）	理事長 須貝 守
設立年月日	1977年9月1日
電話番号	023-631-1147

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	アプルス	
サービスの種類	山形市介護予防・日常生活支援総合事業における 通所型サービスA	
事業所の所在地	〒990-2442 山形市南二番町8-3	
事業所の管理者	阿部 真理子	
電話番号	023-631-1147	
指定年月日・事業所番号	平成30年 1月 1日	06A010141
実施単位・利用定員	1単位	定員9人
通常の事業の実施地域	山形市	
第三者評価の実施状況	なし	

3. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

要支援状態等の利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援や機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

(2) 運営の方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、山形市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ・通所型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。
- ・上記のほか、山形市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施します。

4. 提供するサービスの内容

通所型サービスAの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行います。

機能訓練	下記の運動、レクリエーションを通じて行う
日常生活向上運動	健康体操、ボール等用具を使用した運動、リズム系運動、筋力維持向上のための運動、脳トレ、レクリエーション、ウォーキング（花見、紅葉狩り等）
食事の提供	なし
健康チェック	血圧、体温
入浴	なし

5. 営業日時

営業日	月曜日・水曜日・木曜日・金曜日 ※ただし次の期間を除く 4月29日から5月6日 8月12日から8月16日、 12月30日から1月4日
営業時間	午前9時から午後1時まで
サービス提供時間	午前10時15分から午後12時15分まで

6. 従業者の職種、員数及び職務の内容

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1名		・利用者の送迎、運動指導 ・必要に応じ通所型サービスA計画を作成する
介護職員（従事者）	6名 (1回に付1名)		利用者の送迎、運動指導

7. 利用料等

(1) 通所型サービスAの利用料

【基本部分】

利用回数	サービス費用	利用者負担		
		1割負担	2割負担	3割負担
事業対象者・要支援1 (週1回程度の利用)	送迎なし 12,590円	1,259円	2,518円	3,777円
	送迎あり 14,190円	1,419円	2,838円	4,257円
事業対象者・要支援2 (週2回程度の利用)	送迎なし 25,350円	2,535円	5,070円	7,605円
	送迎あり 28,550円	2,855円	5,710円	8,565円

(2) 支払い方法

上記(1)の利用料金は、下記の支払方法によりひと月毎に請求します。但し、月の利用料が2,000円未満となる場合には、当事業所の都合により次月にふた月分をまとめてご請求いたします。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを確認できた後、10日以内に発行します。

支払方法	支払い要件等
口座引き落とし	利用者が指定した口座より、前月分を毎月27日に引落

8. 緊急時における対応方法

- ・サービス提供中に利用者の体調の急変が生じた場合、その他事業者が必要と判断した場合は、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講じます。
- ・利用者の症状やけがの状態によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

9. 事故発生時の対応

- ・通所型サービスAの提供により事故が発生した場合は、速やかに山形市、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・通所型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

10. 非常災害対策

非常災害時の対応方法	職員の役割分担をあらかじめ定め、避難場所、避難経路等について十分検討し、災害が発生した場合に迅速かつ適切な行動をとり、利用者を安全に避難させる。
避難訓練等の概要	避難計画書に基づいて、年に2回実施
消防計画等	当施設消防計画書あり
防火設備等の概要	火災報知器の設置 2カ所、消火器 5台、誘導標識

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談への体制・手順

1. 事実の確認	相談内容、苦情内容について当事者と担当者から話を聞きます。
2. 迅速な対応	当事者が納得できるよう話し合いを行います。必要があればご家族へも連絡し対応にあたります。
3. 対応方法の検討	職員で会議を開き、対応について検討します。
4. 再発防止策の検討	職員で情報を共有し、再発防止の他必要な対策に努めます。
5. 記録の整備	事後報告書を作成し記録します。

(2) 当事業所の相談窓口

担当者／須貝 美奈子 受付時間／10:00～18:00 電話番号／023(631)1147

(3) 行政機関その他の苦情相談窓口

苦情受付機関	所在地	電話番号
山形市福祉推進部 介護保険課・長寿支援課	山形市旅籠町二丁目3番25号	023(641)1212

1 2. 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

サービスの提供にあたり知り得た利用者又は利用者の家族の秘密について、正当な理由がない限り、契約期間中及び契約終了後においても第三者には漏らしません。

1 3. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- ・サービスの利用中に体調等に異変が感じられたときは、無理をなさらず、すぐに職員にお申し出ください。
- ・体調の変化等により当該サービスを利用できなくなることがわかった際は、地域包括支援センター担当者のみならず、当事業所へもご連絡ください。
- ・当事業所では、利用者様、ご家族様との良好な関係のもと、安全で適切なサービス提供を行うため、暴言・暴力・威圧的言動・過度な要求などのカスタマーハラスメントに該当する行為は容認いたしません。正当なご意見・ご要望については真摯に対応いたしますが、職員の安全や他利用者様のサービス提供に支障が生じる場合には、ご家族、関係機関と協議のうえ、必要な対応を行うことがあります。安心してサービスを提供、利用できる環境づくりにご理解とご協力をお願いいたします。